

趣味に費やして作った借金の自己破産

自己破産

事案の概要

30代 男性 会社員

依頼者は、数年前に**仕事のストレス**などから、障害を抱えました。

ストレスを解消するために洋服や趣味のためにお金を使うようになり、気がつくと**借金が300万円近く**になっていました。

今は心を改め、まじめに仕事をしているものの、**コロナ禍**で給料が減っており、借金を返済できないと考え、依頼をしました。

解決結果

破産の申し立てを行い、無事に**免責決定**を得ることができ借金を返済しなくてもよくなりました。

担当弁護士からひとこと

自己破産の申し立て後、破産に至った事情が特によくはない場合には、裁判所より管財人が選任され、手続きが複雑になります。

またその場合、**予納金（～30万円程度）**を裁判所に納める必要が生じます。

本件では、そのような事情までは見当たらないということで、すんなり破産が認められました。